

令和2年度 第1回 加古川市いじめ防止対策評価検証委員会 概要

| | |
|--------------|---|
| 会議名称 | 第1回加古川市いじめ防止対策評価検証委員会 |
| 開催場所 及び日時 | 当委員会は、令和2年5月20日（水）午後7時より開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により、会議体としては実施せず、配付資料に基づき紙面により評価検証を行う。 |
| 委 員 | 浅野良一、住友剛、曾我智史、菱田準子、吉田圭吾 |
| 議事及び 配付資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・加古川市いじめ防止対策評価検証委員会 委員・事務局名簿 資料1 ・加古川市いじめ防止対策評価検証委員会規則 資料2 <p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度取組状況に係る評価検証（3学期） <ul style="list-style-type: none"> ・加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画の取組状況（令和元年度3学期分） 資料3 ・令和元年度いじめの認知件数の現状 資料3-① 2 令和元年度取組状況に係る評価検証（年間） <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画の取組状況について 資料4 ・令和元年度いじめ防止対策改善プログラム自己点検シート（まとめ）について 資料5 3 令和2年度「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」の推進に係る報告 <ul style="list-style-type: none"> ・加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画2020年度版 資料6 ・いじめ防止対策改善プログラム2020年度版 資料7 ・各学校のいじめ防止対策改善プログラム（全体計画・年間計画） 資料8 ※資料8については、各学校ホームページに掲載 4 令和2年度の推進体制について <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」及び「いじめ防止対策改善プログラム」推進体制 資料9 ・令和2年度学校生活適応推進事業実施要項 資料10 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大にかかる臨時休校に伴う児童生徒に対しての支援 資料11 |

会議要旨（提言、回答の内容）

1 令和元年度取組状況に係る評価検証（3学期） 資料3、資料3-①

委員

資料3-①のいじめの認知件数の現状は、年度毎の変化を見ることも重要に思う。いじめの態様からからかい・悪口の項目が複数あるが、仲間外れ・無視は、虐められている側への影響は深刻になりがちなため、からかい・悪口が仲間で行われているのであれば、仲間外れとしてカウントすべきである。いじめを過大評価することの悪影響は少ないが、いじめを過小評価することの悪影響は計り知れないという認識が大事である。

事務局

いじめの態様については、今後は分類等を精査していきたいと考えている。また、SNS上での仲間外れや無視も増加していることから、令和2年度より、専門機関と連携してネットパトロールを強化し、学校への情報提供や追跡調査を行っている。一方で、委員からの指摘のとおり、いじめを過小評価することにならないように、今後も研修等を通じて、各学校へ丁寧な対応を求めていく。

委員

いじめ発見のきっかけとして、児童生徒が助けを求める力を育てる必要があるだろう。

委員

資料3のスクールサポートチーム（以下「チーム」）による学校支援については、チームアプローチをする上での課題についても、評価検証委員会に報告してもらいたい。チーム内でコンフリクトが生じた時こそ、よりよい連携に向けた改善の機会となるはずである。

委員

チームによる学校支援のいじめ対応については、具体的な対応事例を検討するための資料を提供してほしい。また、スクールロイヤーの活用についての基本方針を教えてください。

事務局

スクールロイヤーは法律事務所に業務委託しており、学校におけるいじめに関する法的問題に関すること、スクール・コンプライアンスに関することや、教育委員会が抱える法的諸問題に関すること等について委託している。チームの具体的な対応事例については、次回評価検証委員会に、提供できるよう検討していく。

委員

いじめが教職員に認知され、子どもから教職員に相談されている点については、評価すべき点であると思う。その上で、「小さいいじめや、人間関係のトラブルを契機にして、自分自身の成長を促す」という対応につなげてほしい。

事務局

各学校へ年2回「いじめ防止対策の実施状況」について聞き取った際に、非常に軽微な事案についても、まず「いじめ」として認知し、子どもたちの困り感に寄り添って対応する学校が多く見られた。指導の過程では、被害側、加害側それぞれの思いを聞き取り、互いの理解を促すように取り組んでいる。初期の段階から丁寧に対応することで、子どもたちのコミュニケーション能力や他者理解能力、教職員や学校への信頼感が醸成されていくものと考えている。

また、学校生活適応推進事業において、管理職、アセス担当者、生徒指導担当者、教育相談コーディネーター等を対象として研修を計画しており、その中で、いじめの未然防止の観点から「学級経営に資する研修」「教育相談スキル研修」「学校生活適応研修」を行っている。また、各学校からの要請に対して「いじめ」や「相談行動促進（自殺予防）」をテーマとした派遣研修も行っており、合わせて、各学校においても加古川市いじめ防止・対応マニュアル（以下「マニュアル」）等を通じて、校内での研修を行っている。

一方で、問題が起きた時が子どもたちの成長の機会であるという捉え方についても、

| | |
|--|---|
| <p>委員</p> | <p>各学校へ初期段階からの丁寧な対応を徹底できるように努めていく。</p> <p>資料3-①の「いじめ発見のきっかけ」を数値化されているが、今後は数値ではなく、発生事例の中身を検討することが必要ではないかと思われる。また、アセスで読み取った子どもたちの心理的な傾向と、日々の子どもの様子との突合せ作業がどの程度、各学校で行われているのかも気になるところである。各学校を訪問して聴いてみたい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>アセス、心の相談アンケート及び教育相談は、各学校に定着しており、児童生徒が困り感(いじめを含む)を教職員に相談する意欲の向上や児童生徒の背中の後押しにつながっている。各学校からの報告においても、アンケートや教育相談を活用した多角的な児童生徒の見取りの大切さについて教職員の理解が進んでいることが分かる。また、各学校における独自の取組(「生活ノート」や「生活アンケート」の実施等)が充実してきていることも要因として考えられる。委員による各学校の訪問については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う長期臨時休業(以下「長期臨時休業」)後の開校で、各学校ともに例年ほどの環境整備が整っていないことから、訪問は難しい状況である。次年度以降に学校訪問ができるよう検討していく。</p> |
| <p>2 令和元年度取組状況に係る評価検証(年間) 資料4、資料5</p> | |
| <p>委員</p> | <p>いじめ防止対策改善基本5か年計画(以下「5か年計画」)の取組状況について、教育委員会も学校現場も多忙化にあり、実をとるためにスクラップする必要のあるものはないのか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>学校現場の多忙化を改善するため、①事務処理のデジタル化、②専門職の導入、③専門機関との連携を進めている。①では、アセスアンケートを令和3年度までに全小中学校でマークシート方式の導入を行い入力作業の軽減を図る。②では、中学校区に配置しているスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の有資格者の採用を進め、福祉的アプローチの強化を図る。③では、SNS上での仲間外れや無視といったいじめについて、令和2年度より、専門機関、教育委員会及び学校が連携したネットパトロールを実施する。これらの取り組みにより、教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保していきたいと考えている。</p> |
| <p>委員</p> | <p>未然防止への取組に関し、「仲裁者」あるいは「脱傍観者」を育成することが重要である。脱傍観者を増やすべく、生徒に対して、それを意識するよう働きかけることができているかという観点からも、取り組んでもらいたい。</p> <p>未然防止への取組に関し、引き続き、「いじめ」の定義を保護者にも周知する活動を行うべきである。また、子どもの社会的能力を高めるためのプログラムを取り入れることも検討するべきである。</p> <p>早期発見・早期対応への取組に関し、双方からの実態把握と情報共有の取組をより一層充実させるべきである。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>マニュアルに基づき、各学校において研修の機会をもっており、加害側、被害側、保護者への対応の留意点について、理解の底上げが進んでいるものと考えている。また、「いじめの対応」については、教育委員会が教頭研修を行い、対応記録の取り方等も含め、加害側、被害側、保護者への丁寧な対応を求めている。</p> <p>保護者への周知については、8月に実施した児童会・生徒会ミーティングやいじめ防止市民フォーラムの状況を学校だより、校内の掲示、参観日等を通じて、周知を図っている。また、9月のいじめ防止啓発月間に各学校においていじめ防止の横断幕を掲示するとともに、教育委員会からのチラシやいじめ防止ポスターの掲示などを通じて、保護</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>委員</p> | <p>者への啓発を行っている。また、各学校で行っている情報モラル教室等の機会にネットいじめを取り上げ保護者への啓発を行うなど「いじめ見逃しゼロ」に向けた、保護者への啓発の充実を図っていく。</p> <p>いじめの対応には、保護者との協力体制が欠かせないが、各学校へ向けてマニュアルに基づいた対応の徹底を図るとともに、教育委員会としても問題の初期段階から各学校との情報共有、連携・指導を行っていく。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>5か年計画の2年間の取組は評価できる。残り3年でさらに充実してほしい。</p> <p>資料4の次年度展開は、具体的内容が未記入の場合、展開がないように見える。「子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）リーフレットの活用への支援」の次年度展開に小学校中学年の自殺予防教育は難しいと記入があるが、具体的な理由は、</p> <p>相談行動促進教育（自殺予防教育）については、昨年度、小学校4年生から中学校3年生において実施したが、4年生においては当該教育を行っていくという意見があり、令和2年度からは小学校5年生以上を対象として当該教育を行うこととしている。各学校で実施するにあたり、事前に研修会を持ち、教育相談コーディネーター、養護教諭、不登校担当など、各学校1名を代表として自殺予防に関する概論や授業実践についての研修を行っている。長期臨時休業により、ストレスを抱える子どもたちが増えることから、希死念慮を現す子どもたちも増加することが予想されるため、当該教育は慎重に進める必要があるが、「こころのSOSへのキーワード『きょうしつ』」に基づき、今年度も相談行動促進を推進していく。</p> |
| <p>委員</p> | <p>いじめケースについて何を目的に、各専門家の意見がどう採用され、ケース会議前と終了後との間にどんな違いがあるのか、ケース会議の意義について検討し、数量化して資料化すべきだと思う。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>ケース会議においては、各学校におけるいじめ対策チーム等、校内委員会において定期的に情報共有が図られている。また、必要に応じて、個別事案についてスクールカウンセラー（以下「SC」）やSSWなどの専門家も交えて検討している。</p> |
| <p>委員</p> | <p>資料4の「できた」「おおむねできた」と認識できている項目が多い点は、一応「評価」に値すると考える。これまでの2年間の教育委員会及び各学校の取り組みが、着々と定着していることが伺える。</p> <p>5か年計画の冒頭に、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の趣旨を紹介しているが、そのことの意味や重要性について、各学校の教職員も、教育委員会の職員もどの程度、認識できているのか。「命や人権を尊重する豊かな心」を育む取組の大前提として、市内の子どもたち（小・中学生）と教職員、教育委員会の職員が、「子どもの権利条約」の趣旨を理解する機会を設けていただきたい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>「子どもの権利条約」の趣旨を子ども、教職員、教育委員会職員が理解する機会を設けることについては、来年度、例えば生徒会児童会ミーティングやいじめ防止市民フォーラム等の機会に取り入れたり、教職員対象の研修会を計画するなどについて検討したいと考えている。</p> |
| <p>委員</p> | <p>3 令和2年度「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」の推進に係る報告</p> <p style="text-align: right;">資料6、資料7、資料8</p> <p>資料6の2ページ「子どもが変わる（育つ）ことによって、子ども自らの力で予防することや解決を図ることができるようにするという観点から」の視点はとても大切な視点だと思う。そこで、いじめの加害側の育ちという視点のあて方も必要ではないか。傍観者から仲裁者にとという方向性があるが、加害側から仲裁者になることもできると考え</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ている。</p> <p>さらに、被害側の育ちという視点で見ると、どのように課題解決を当事者としてすすめることができたのか、そのような視点を持ちながら、教員は子どもの育ちを支援することが必要ではないのか。事例など、評価検証委員会で聴かせていただきたい。</p> <p>被害側を徹底して守る視点はもちろんのこと、すべての子どもを等しく教育する視点に立てば、加害側への教育・支援も図られるべきで、加害側の考え方や態度の変容無くしては、本当の意味での、被害側の救済にはならないと考える。双方に寄り添い支援していくために、SCやSSW、養護教諭などを適正に加えたチーム支援が行える体制が各学校で整えられているか今後も確認をしていく。また、事例の提供については個人情報取り扱いを勘案しながら、委員に提供できるよう次回の評価検証委員会に向け準備をしていく。</p> |
| 委員 | <p>資料7のいじめ防止対策改善プログラム（以下「改善プログラム」）に挙げられている取り組みを実行する上で、どのような課題が見えてきたかを教示いただきたい。また各学校において改善プログラムを策定する際には、どのような課題が見えてきたかを教示いただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>改善プログラムの評価は、資料5「令和元年度いじめ防止対策改善プログラム自己点検シート（まとめ）について」で整理しているが、実践目標毎に評価していることから、個々の取組の課題が資料として示せていない。そのため、次回の評価検証委員会では、各学校の課題を整理し示したいと考えている。</p> |
| 委員 | <p>資料6の5か年計画2020年度版に、いじめケース会議の取り組みの充実や、いじめ事例検討によるいじめ理解の深化への取り組みの推進等も加えてもよいかもしれない。ケース会議と事例検討会が大切だという流れを2020年度に作り、今年度内に事例検討会を委員会としても一度非公開で行ってほしい。</p> <p>資料7の改善プログラムに、関係機関との連携を強化した取組と推進体制・検証体制を整える取組があるのに、資料8の改善プログラム中学校版・小学校版では、各学校にはそれにあたる部分がない。</p> |
| 事務局 | <p>ケース会議の取組の充実やスクールロイヤーを含めたチームとの連携については、来年度、5か年計画及び改善プログラムにおいて位置付けるよう検討する。チームにおいて具体的な事例等を取り扱い、検討した結果について各学校に情報提供を行い、研修の材料として活用できるよう進めていく。具体的な対応状況については、非公開資料として委員に資料提供するなどについては検討したいと考えている。</p> |
| 委員 | <p>4 令和2年度の推進体制について 資料9、資料10</p> <p>今年度中に、小中学校1校ずつを対象に、改善プログラムを実行する上での、頑張っている教員の悩みをヒアリングする機会をいただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>各学校の改善プログラムを実行するうえでの課題等について各学校に調査し、まとめて報告する形で、令和2年度第3回評価検証委員会において、資料提供できるように準備を進めていく。</p> |
| 委員 | <p>5 その他 資料11</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のために長期臨時休業を余儀なくされたが、これにより、子どもたちの間で学力差が、よりひらく懸念がある。学習環境に恵まれない子に対する、支援を強化するべきではないか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>教育委員会としては、今後新型コロナウイルス感染症の再拡大を視野に入れ、学習コンテンツ「みんなの学習クラブ」、「G Suite For Education」の整備を進め、児童生徒に個人IDを付与し、個に応じた学習教材の提供や、在宅での学習に取り組める環境を整えている。また端末の貸し出しや、Wi-Fi環境の整わない児童生徒に対して、ルーターの貸し出しができるように準備を行っている。</p> |
| 委員 | <p>長期臨時休業の実施によって、子どもたちの生活環境が激変し、心身ともにさまざまなストレスを抱えているであろうことは、十分に予想されることである。</p> <p>こういうときこそ、教育と福祉・心理・医療等の関連分野が互いに連携・協力し合っ て、子どもたちの抱えている生活上の困難と向き合い、丁寧に一人一人の子どもと教職 員がかかわりを深めるとともに、まずは子どもたちが学校は安心できる場所であること を確認できるように、加古川市の持つ力をすべて、その一点に集中するというところ に取り組んでいただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>これまで教育委員会として推進してきた、アセス、心の相談アンケート及び教育相談 については、長期臨時休業により子どもたちの心身の把握がより重要になってくること から、各学校の改善プログラムの年間計画に合わせて例年通りの回数を実施する。ま た、児童生徒のストレス感を把握するためのツールとして「心とからだのチェックリス ト」を各学校へ資料提供している。このような中で、アセス、心の相談アンケート及び 教育相談により、児童生徒を多面的・多角的に把握することはより重要性が増してい ると考えており、いじめの早期発見だけではなく、学校生活やその背景となる家庭での状 況もふまえたマルチレベルでのアセスメントに活用できるよう、これまでも研修等を通 じて担当者や管理職、教育相談コーディネーターを中心として、全教職員に示してい る。今後も、いじめを含めた問題行動や学校不適応を未然に防止するための支援を続け ていきます。</p> |
| | <p>6 総括として</p> |
| 委員 | <p>今年度のいじめ認知件数が大幅に増加しており、教員のいじめ認知に対する理解がよ り高まっていることがうかがえる。また、教育相談付きの件数の高さは、子どもが教員 に相談できることを示唆していると思われ、いじめに関する学校内での信頼関係が醸成 されていると思う。全体的に、計画した取組は、順調に進んでおり、教育委員会やそれ ぞれの学校ともに特段の問題はないと思う。しかし、いじめ防止を単なる対応として捉 えることなく、子どもの心を耕すことや、教員の子どもに寄り添う姿勢などの向上に尽 力していただきたい。</p> |
| 委員 | <p>新型コロナウイルス感染拡大にかかる長期臨時休業や児童生徒への対応について、こ れから未知の問題に遭遇するかと思う。学校では、これまでもまして不安な状況を 抱える子どもや保護者に対応しなければならない。</p> <p>いやがらせや悪口なども、不安の中で増えてくるのではないかと懸念している。また、 どこにも居場所のない児童生徒がいなくなるかも気になるところで、ますます改善プロ グラムが機能することが求められる。</p> |
| 委員 | <p>取り組み内容が多岐にわたっており、充実しているように思える。しかし、具体的な 課題も見えてきているはずであり、その課題が、だれにどのようによく共有されているの かが分かりにくい。ヒヤリハット事例や失敗事例を積極的に集めて、それを次に活かす という取り組みも必要だと思われる。</p> |
| 委員 | <p>ケース会議の評価検討を行うシステムを構築してほしい。いじめ対応においてケース 会議が各学校でおこなわれているが、このケース会議が適切に機能しているかどうか</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>委員</p> <p>事務局</p> | <p>が、いじめ対応の重要な点となる。ケース会議が適切に機能していなければ、いじめへの間違った対応の温床となりかねない。だからこそ、ケース会議が適切に機能しているかを評価検証する視点がなければいけない。それは各学校レベルと教育委員会レベルのどちらでも必要と思われる。</p> <p>2020年でこの評価検証委員会も3年目を迎える。そろそろ「次」の展開を考えなければいけない段階に来ているように思う。また、長期臨時休業中の子どもが抱えていた諸課題は、学校再開後、何年か経ってから噴出することも十分に想定しうる。</p> <p>各委員からの提言をもとに、今後も5か年計画に基づき、取組を推進していく。とりわけ、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、児童生徒への手厚いサポートとそれを行う各学校への支援がより重要になるため、学校及び教育委員会が一体となって取り組んでいきたいと考えている。</p> |
|----------------------|---|